



2022 年は、介護人材戦略構築の1年に

新年あけまして、おめでとうございます。

本年も「WELVISION」を通じて、皆さまに最新の情報をお届けしてまいります。どうか引き続きご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、令和4年度予算案が閣議決定され、1月中旬からの通常国会で審議されます。3年度補正予算とあわせ、ここでの目玉となるのはやはり、岸田文雄首相が強力に旗を振ってきた介護従事者等への賃上げ施策です。「3%・9,000円」という額だけでなく、交付金(介護職員処遇改善支援補助金)から臨時の介護報酬改定へという流れが見えるなか、2024年に控える医療・介護同時報酬改定までの道すじさえ官邸・財務省主導で描かれつつあることが分かります。

そのなかでキーワードになっているのが「介護人材」「処遇改善」であることを思えば、「介護人材戦略」の有無が各事業者の明暗を分けるだろうことは明らかなです。

情報の価値は、ますます高まっています。皆さまにおかれては、ぜひアンテナを一層高くしていただき、積極的な集約とチャレンジを重ねていただきますようお願い申し上げます。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

02

介護従事者を
3%9,000円賃上
げへ

04

「建議」をとりま
とめ、介護分野にお
ける分配のあり方見
直しを求める

05

過去最大となる令和
4年度予算案を閣議
決定

- 生産性向上に規制改革案、「4対1」へ配置基準の見直し求める声も

COLUMN

官邸主導の賃上げ施策が醸す
マイナス改定への布石

介護従事者を3%9,000円賃上げへ

政府

岸田文雄首相は就任以来、看護・介護・保育分野の賃上げについて「最優先の課題」と位置付けて強く推進してきました。その方向性について審議するセッションとして11月、「公的価格評価検討委員会」を設置。これまで3度の審議を行うなかで12月21日に「中間整理」がとりまとめられ、翌22日に首相へ手交されました。

この「中間整理」では冒頭、「昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療をはじめとする社会保障の現場に大きな負担をもたらした。そうした中で、医療、介護、保育、幼児教育などの現場の方々の奮闘が国民生活を守る上で極めて大きな役割を果たし、その人材の確保や処遇のあり方が改めて重要な課題として再認識された」と指摘。その上で、政府が11月19日に策定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（新たな経済対策）において「看護職員、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭を対象に収入を引き上げる措置を行うこととした」ことを受けて、「公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方及び処遇改善の方向性」について整理した旨を記載しています。

そのなかで、「公的価格の制度について」の項では、介護職員を含む看護師等の賃金の原資が各分野の報酬・価格制度によるところが大きいとした上で、介護報酬等において人件費に係る具体的な基準を設けておらず、その一方で人手不足の要因として「業務上の負荷などとともに賃金水準の低さが指摘されてきた」ことをあげ、介護職員処遇改善加算をはじめ処遇改善の取組やそれに伴う国民の費用負担の整理を行うとともに、その結果として介護分野の職員の賃金（29.3万円）は全産業平均（35.2万円）と5.9万円の差となったとしています。

こうした状況を踏まえて「新たな経済対策」及び令和3年度補正予算において、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として「収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する」「この際、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める」こととされた経緯を整理。同委員会として「今回の措置は速やかな処遇改善の観点から一定の評価ができるものであり、一日も早く現場で働く方々に着実に行き渡るよう必要な対応を進めることを求める」「今回の措置が、診療報酬、介護報酬等のそれぞれの制度に反映され、確実な賃上げにつながる仕組みとすべきであり、これらが一時的なものにとどまらないことを求める」「その際、処遇改善に向けた措置の実効性を担保しつつ、処遇改善に係る事業主の事務負担が過剰なものにならないように留意すべきであるとともに、施策の実施を担う地方の意見を十分に踏まえて施策を進めるべき」としました。

今回の中間整理でもっとも重要な部分となる「今後の処遇改善について」の項では、「官と民が共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長につなげる。これこそが、持続可能な経済、そして、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要」「新たな資本主義を実現するためには、今後も、看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、その仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われる環境を整備する必要がある」と掲げた上で、「処遇改善の方向性」として以下の点をあげています。

（「中間整理」本文より要約・抜粋）

- 介護職員等の賃金は全産業平均から乖離があり、仕事の内容に比しても未だ低く抑えられている状況。更なる処遇の改善に取り組むべき。
- 特に2020年代において、他産業との乖離や有効求人倍率などの労働市場における関連指標の状況を参照するほか、各産業における他の職種との比較や対象とする産業内での各職種間の均衡、仕事の内容、労働時間の長短、経験年数や勤続年数なども考慮すべき。
- 次なる目標として、経験・技能のある職員について、仕事の内容と比して適正な水準であるかという点も考慮しつつ、他産業（適切な他産業がなければ全産業平均）と遜色ない水準とすることを目指すべき。

- 全産業平均を上回る賃金水準である看護師については、今般の経済対策を踏まえ、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員について、収入を3%程度引き上げていくべき。
- 管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき。
- 経験・技術に応じた処遇ルール of 明確化(賃金体系の整備)やタスクシフト・タスクシェアによる業務の高度化・効率化、各職種の養成課程のあり方、職員配置も含めた勤務環境の改善についても検討すべき。
- 今後の処遇改善を行うに当たっては、これまでの措置の実効性を検証するとともに、これまでの措置で明らかになった課題や対象外となった職種も含め、検証を行うべき。
- 看護師の処遇改善に関して、今回の処遇改善の取組が確実に賃上げにつながることを担保することを、令和4年度診療報酬改定の中で検討すべき。
- 処遇改善を行うに当たっては、全てを国民の負担に回すのではなく、既存予算の見直しや高齢化に伴って増加する医療・介護費の中での分配のあり方などを含め、幅広く検討を行うべき。今後は、更なる財政措置を講じる前に、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。デジタルやICT技術、ロボットの活用により、現場で働く方々の負担軽減と業務の効率化を進めていくことも必要。

同委員会では、これらの処遇改善に向けた政策手法を実現する観点から、それぞれの分野における費用の見える化やデジタル等の活用に向けた課題等について検討し、来夏までに方向性を整理するとしています。

▽「介護職員処遇改善支援補助金」を創設、10月には臨時の報酬改定へ

公的価格評価検討委員会の「中間整理」を受けて、12月24日に開催された社会保障審議会・介護給付費分科会では、資料の持ち回りというかたちで審議がされました。

「報告」として厚生労働省が示した資料では、「介護職員処遇改善支援補助金」と題した交付金形式でこの賃上げを行う旨が示されました。

対象期間は、令和4年2月～9月の賃金引上げ分。補助金額として、「対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額」が支給される旨が記載されています。

交付率については同時にサービスごとの案が示されており、主だったところでは、▽通所介護 1.0%、▽訪問介護 2.1%、▽介護老人福祉施設 1.4%、▽介護老人保健施設 0.8%、▽認知症対応型共同生活介護 2.0%、▽小規模多機能型居宅介護 1.6%などとなっています。

取得要件は、

- ✓ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
- ✓ 上記かつ、令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っている事業所(事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出。メール等での提出も可能)
- ✓ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等の引上げに使用することを要件とする

とする3つが記載されています。特に3つめについては「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」が想定されており、今回の要件設定の要諦と言える部分です。

対象となる職種は「介護職員」とされたものの、「事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める」とされました。

今後の手続きとしては、各事業所において、▽都道府県に介護職員・その他職員の月額の賃金改善額を記載した計画書(月額の賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない))を提出することにより申請、▽都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(月額の賃金

改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない))を提出することにより報告することが示されています。

申請・交付のスケジュールについては、▽賃上げ開始月(2・3月)に、その旨の用紙を都道府県に提出、▽実際の申請は、都道府県における準備等を勘案し、令和4年4月から受付、6月から補助金を毎月分交付、▽賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出するとされています。

なお、これらに先駆けて行われた大臣折衝では、「介護・障害福祉職員の処遇改善については、『コロナ克服・新時代開拓のための経済対策』(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を講じることとする(介護:国費150億円程度、障害福祉:国費130億円程度)」「これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じることとする」とされており、このことについても同様に、介護給付費分科会へ報告されています。

動向 解説

「建議」をとりまとめ、 介護分野における分配のあり方見直しを求める 財務省

財政制度等審議会(榊原定征会長)は12月3日、「令和4年度予算の編成等に関する建議」をとりまとめ、鈴木俊一財務大臣へ提出しました。

ここでは、「我が国の賃金は、どの産業においても主要先進国では最低水準で推移しており、医療・福祉分野も改善傾向にあるとはいえ、例外ではない。特に、医療・福祉分野で賃金水準が低いのは、保育や介護の現場で働いている方々」であるとし、「処遇の改善を図ることは意義がある」とした一方、「診療報酬・介護報酬等は、政策目的を達成するための手段として、事業者の収入とはなってもその政策目的のために事業者が充当するとは限らない。このことから診療報酬・介護報酬等は、補助金等よりも政策目的実現の実効性に劣る面があることにも留意する必要」「直近では、9月末まで実施していた新型コロナ対策のための診療報酬における加算や介護報酬等における臨時の特例が、実際に感染防止対策を行ったかどうか、要した費用の多寡にかかわらず事業者収入が入る仕組みであった。感染状況や地域医療等の実情を踏まえ、これらを9月末に打ち切り、実際に感染防止対策に要したかかり増し経費を直接支援する補助金に切り替えたところ」として報酬体系のあり方に疑問を呈し、「費用対効果を含め、効果検証が求められる」としています。

その上で、「産業別の労働分配率を国際比較すると、我が国の医療・福祉分野における労働分配率は他国に比べて相対的に低い。分配機能を強化する観点から、診療報酬・介護報酬をはじめ、分配の在り方を見直す必要がある。そもそも、我が国の診療報酬・介護報酬等は、諸外国にあるドクターフィー(医師の技術料)のような形にはなっておらず、従事者の報酬と紐付いた形で算定されていない」と指摘。介護分野については、「平成21年度(2009年度)以来、累計で月額7.5万円の介護職員の処遇改善の取組を行ってきた」「平成21年介護報酬改定による効果が限定的であったことを踏まえ、同年の補正予算で介護職員処遇改善交付金が措置されたものの、一時的な財政措置であった。このため、一時金や諸手当等により対応する事業者が多く根本的な処遇改善にはつながらなかった」「そこで、平成24年度(2012年度)介護報酬改定では、根本的な処遇改善につなげるべく、介護職員処遇改善加算を新設した。しかし、平成24年度(2012年度)介護報酬改定については、事業者の収入にはなっても必ずしも介護職員の賃金引上げにつながらなかったとの指摘もある」「直近では、特定処遇改善加算も創設されたが、こうした経緯を踏まえつつ、介護職員の実際の賃金引上げにつながる実効的な仕組みを構築する必要がある」として、加算をはじめとする処遇改善の仕組みをはじめ、介護分野における分配のあり方を今後の改革で俎上にあげる旨を示しました。

過去最大となる令和4年度予算案を閣議決定

政府

厚生労働省は12月24日、令和4年度予算案が閣議決定されたことを受けて、その概要を公式ホームページ上に公表しました。

今回の予算案は、全体では一般会計の総額約107兆6000億円となり、当初予算としては過去最大。厚生労働省関係の部分でも33兆5160億円と非常に大きなものとなっています。

このうち老健局分では3兆5421億円。前年度に比べて1108億円増となっています。主要事項として8つの柱だてを整理しました。

(以下、「老健局分」の主なものを抜粋)

<1. 新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等>	
○	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
○	新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス事業所・施設等が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるように支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援体制等を構築する。
○	介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援(地域医療介護総合確保基金)
○	介護施設等における簡易陰圧装置の設置や多床室の個室化等に必要な費用を補助する。
○	介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)
○	介護施設等における換気設備の設置に必要な費用を補助する。
○	感染症等の拡大防止等に係る介護事業所・施設等に対する研修等支援
○	介護事業所・施設等に対する、感染症対策の専門家による実地研修やセミナー、業務継続計画(BCP)の作成支援を行う。
<2. 介護保険制度による介護サービスの確保、地域の体制構築>	
○	地域支援事業の推進(一部社会保障の充実) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症への支援等を一体的に推進する。
✓	介護予防・日常生活支援総合事業等の推進(一部社会保障の充実) 要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組等を推進する。
✓	包括的支援事業の推進(社会保障の充実) 全ての市町村で、以下の①から④までの事業を実施。 ①認知症施策の推進 ②生活支援の充実・強化 ③在宅医療・介護連携の推進 ④地域ケア会議の開催
<3. 介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備>	
○	地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施(社会保障の充実) ✓ 介護施設等の整備

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費等や、一定の条件の下で災害レッドゾーンに立地する老朽化等した広域型施設の移転費への助成を行う。また、介護付きホームの施設整備費(定員 29 人以下)と定期借地権設定のための一時金支援の対象都道府県の拡大を行う。

✓ 介護従事者の確保

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

令和4年度では、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保を引き続き支援するとともに、ICT導入支援の拡充を行う。また、新たに、共生型サービスの普及啓発や地域における認知症施策の底上げ・充実等について支援する。

○ 介護施設等における防災・減災対策の推進

介護施設等における防災・減災対策を推進するため、地域密着型サービス施設等へのスプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等や、介護施設等(広域型を含む)の非常用自家発電設備及び給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に必要な経費について支援を行う。

○ 介護職員の処遇改善の促進

✓ 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

介護職員等特定処遇改善加算により、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

✓ 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業

介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、国・自治体が事業所へ専門的な相談員(社会保険労務士など)を派遣し、個別の助言・指導等による支援を行う。

【未来社会を切り拓く「成長と分配の好循環」の実現】

○ 公的部門における分配機能の強化(一部社会保障の充実)

✓ 介護現場で働く方々の収入の引上げ(社会保障の充実)

介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年 11 月 19 日閣議決定)を踏まえ、令和4年 10 月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均 9,000 円相当)引き上げるための措置を講じることとする。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じる。

<4. 介護分野における生産性向上の推進>

【介護分野における生産性向上】

介護ニーズが増加する一方、労働力人口が減少する状況下で、介護サービスの効果的・効率的な提供を推進するため、以下の取組を実施する。

○ 介護事業所における生産性向上推進事業

セミナーを通じた好事例の展開を図るとともに、事業所の評価指標等に関する調査・研究等を行う。

○ 介護ロボット開発等加速化事業

介護現場の生産性向上に資するよう、介護ロボット等の開発等を促進するため、ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口、開発実証のアドバイス等を行うリビングラボ等からなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築に取り組む。

○ ICT・介護ロボット導入支援(地域医療介護総合確保基金)

生産性向上、業務負担の軽減等に向けた取組を促進し、安全・安心なサービスを提供できるよう、介護サービス事業所における ICT・介護ロボットの導入を支援する。

○ ケアプランデータ連携システム構築事業 居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で交わされるケアプランのデータ連携を可能とし、事業所の負担軽減を図るため、介護事業所等との間のデータ連携が促進されるよう環境整備に取り組む。
<5. 地域包括ケア、自立支援・重度化防止及び在宅医療・介護連携の推進>
【保険者機能の強化】 ○ 保険者の予防・健康づくり等の強化(一部社会保障の充実) 高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村や都道府県の取組を強化するため、交付金により、介護予防・健康づくり等に資する取組を強力に推進する。 ○ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進 地域包括ケア「見える化」システムのデータ拡充や機能追加を行い、市町村等が客観的かつ容易に全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、地域差、取組等を把握・分析できる体制を構築する。 ○ 高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防の横展開 保険者において自立支援等の取組を着実に実施するため、都道府県等への研修や普及啓発等を行う。 【科学的介護の実現に資する取組の推進】 ○ 科学的介護データ提供用データベース構築等事業 自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータ収集・分析を行うデータベースの機能改修等を行う。 ○ 科学的介護に向けた質の向上支援等事業 介護現場での PDCA サイクルを推進するために必要な、科学的介護情報等の利活用に係る好事例の収集等を行う。
<6. 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進>
(略)
<7. 生涯現役社会の実現に向けた環境の整備等>
(略)
<8. 適切な介護サービス提供に向けた取組>
○ 高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業 集合住宅等に入居する高齢者に対してサービスを提供する事業所への重点的な実地指導が可能となるよう都道府県等における指導体制の強化を図るための支援を行う。 ○ 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業 高齢者等が安心して地域で暮らしていけるよう、居住と生活の一体的支援を行う取組の普及促進を図る観点から、当該取組の検討・実施予定の市町村に対し、有識者等の派遣、実態把握、意見交換、課題検討等の支援を行う。 ○ 地域におけるリハビリテーションのあり方に関する検証事業 訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護と、訪問リハビリテーション事業所が行うリハビリテーションの実態等を踏まえ、地域特性に応じた課題を調査し、それぞれの役割に応じたサービス提供のあり方を検討する。

また、介護人材や社会福祉法人を扱う社会・援護局については、ほぼ前年度並の2兆9687億円を計上。「Ⅲ福祉・介護人材確保対策等の推進」として以下を掲げています。

(以下、「社会・援護局分」の主なものを抜粋)

<1 福祉・介護人材確保対策の推進>
(1)地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS 等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

(3) 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員(仮称)」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回することにより、介護助手等の希望者の掘り起こしを行う。あわせて、介護事業所に対し、介護助手等の導入のための業務改善にかかる助言や求人開拓等を行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促進する。

< 2 外国人介護人材の受入環境の整備等 >

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

< 3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援 >

(1) 社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に向けた支援

社会福祉法人等の連携・協働を図るため、新たに創設する「社会福祉連携推進法人」制度の円滑な施行に向け、法人の立ち上げに必要な支援を行うとともに、小規模な社会福祉法人等が連携して行う地域貢献事業の推進を図るための取組等を支援する。

これらの予算案については、1月17日に開かれる通常国会において審議されることとなっています。

動向
解説

生産性向上に規制改革案、「4対1」へ配置基準の見直し求める声も

政府

政府は12月20日、規制改革推進会議の「医療・介護ワーキング・グループ」を開催し、「介護施設における介護サービスの生産性向上及び医療アクセスの向上について」と題して議論を行いました。

当日は、北九州市・若竹大寿会・SOMPO ケアからヒアリングを行い、それぞれICTの活用と業務改善により人員削減が可能であるとする意見を聴取。特にSOMPO ケアについては、4対1という少数配置が可能であるとするデータを提出し、一定の条件を満たした事業者や自治体に限り現行の人員配置基準の見直しを認めるよう、規制の改革を求めました。

これらについて厚生労働省は、これまでの見守り機器導入による人員配置基準の緩和等の実績をあげながら、今後の介護報酬改定議論のなかで「必要な対応を検討していく」と答えるまでに留まっています。

規制改革推進会議では今後、議論の内容を集約した「中間取りまとめ」の整理を行う予定です。

官邸主導の賃上げ施策が醸すマイナス改定への布石

岸田総理がかねてから大きな政策の柱として掲げてきた介護従事者の賃上げ施策の概要が、概ね明らかになりました。「16 か月予算」の考え方により、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算をもって、2022年2月から9月までの間を「介護職員処遇改善支援補助金」とする交付金のかたちで、そして10月以降は介護報酬へ織り込むかたちで「3%9,000 円」引き上げするというものです。

この政策に関しては、社会保障審議会・介護給付費分科会はもちろん、厚生労働省さえ蚊帳の外で、強力な官邸主導でとりまとめられてきたと言われています。現在の岸田官邸で、中核となっているのは木原誠二・内閣官房副長官、村井英樹・内閣総理大臣補佐官のふたりとされ、両者ともに元財務官僚です。その点からも伺えるように、今号でご紹介した公的価格評価検討委員会の中間整理も非常に財務省色が強いものとなっています。

そのなかで、12 月 22 日の大臣折衝で示された「10月に臨時の介護報酬改定」という方向性は、大きな意味を持ちます。ここでは、少なくとも交付金で外付けされた賃上げ分が介護報酬に織り込みされることから、単純に考えてプラス改定となります。しかし、同時に財務省は、賃上げには賛成しながらも「労働分配率」を俎上にあげており、「賃上げの財源を投下する代わりに、事業収入については抑制する」と言わんばかりの主張がされています。たださえ昨今は、コロナ対策で大きな財政出動が続いてきたところ、2024 年の介護報酬改定はその揺り戻しでマイナスになると言われており、賃上げ分の「前払い」がさらに上乘せされれば、非常に厳しい風向きが予想されるのは誰の目にも明らかではないでしょうか。

2024年度の介護報酬改定に関する審議は、例年通りであれば2023年3月から本格化されます。2022年10月の臨時報酬改定、12月に財務省から次年度予算への建議、という流れのなか、マイナス基調からのスタートは間違いないでしょう。

今後求められるのは、事業者それぞれがいかに適正な労働分配を行い、いかに力強く処遇改善を実践していくか。そして、そのデータを明確に示すことが出来るか、に尽きます。まずは今回の「介護職員処遇改善支援補助金」をきっかけとして活用することは勿論、しっかりと人材に投資する「介護人材戦略」を描くこと、そのチャレンジが未来を変える鍵になるでしょう。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社
老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明
✉t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 311 ☎03-5211-2858
<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン